

令和4年 第7回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和4年6月27日（月）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長

文化課長 学校教育課参事（指導主事）

4 欠席者 0人

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の大要 次のとおり

8 議決事項

令和4年度地方教育行政功労者表彰候補者（市町村教育委員会委員等）の推薦について

豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱について

令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）について

令和4年第3回豊見城市議会定例会一般質問について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	<p>皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより令和4年度第7回の定例教育委員会を行います。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録指名委員に下條委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて、日程第2の会期の決定ですが、1日としてよろしいですか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。それでは、会期日程は1日といたします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元にお配りしてあります議事日程に沿つて進めてまいります。</p> <p>まず日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。令和4年5月26日木曜日に第6回定例教育委員会を行いました。また、同日に令和4年度第2回豊見城市総合教育会議に参加しております。5月31日には体育協会に係る「四役会」「理事会」「総会」に出席いたしました。翌日の6月1日には第3回定例校長会を実施しております。6月7日から始まりました令和4年第3回豊見城市議会定例会に参加し、一般質問等に対応してまいりました。その他については資料をご覧ください。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて、日程第4の議案第22号 令和4年度地方教育行政功労者表彰候補者（市町村教育委員会委員等）の推薦についてであります。事務局、説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>よろしくお願ひいたします。議案第22号 令和4年度地方教育行政功労者表彰候補者（市町村教育委員会委員等）の推薦についてでございます。提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第9号により、「重要なほう賞を行い、及び国又は県の行う重要なほう賞について推薦すること。」が教育委員会の権限と定められております。そのことから、議案として提出しております。お手元の資料をよろしくお願ひいたします。今回、説明の資料としまして、今回の推薦に係る資料を説明の資料といたしております。よろしくお願ひいたします。ページをめくっていただきまして、1ページ目です。こちらについては沖縄県教育委員会からの依頼文になります。めくってもらいまして2枚目をお願ひいたします。右肩に別添1という形の資料になります。こちらは推薦に係る地方教育行政功労者表彰の要項となっております。その中の要項の二、表彰の対象者、1（3）改正後の法律第4条第1項に規定する市町村教育委員会の教育長、ア 当該職</p>

	<p>に6年以上在職していること。すみません、要項の2ページ目をお開きください。こちらの4 表彰の対象者は、原則として教育長又は委員に在職している者及び表彰を受ける前年度の4月1日以降にその職を退職した者とするとなっています。これらの要項を照らし合わせたところ、[REDACTED] 前教育長がそれらに該当することから推薦したいということで今回の議案としております。また、資料をめくってもらいましてお願ひいたします。右肩に別紙様式2という形の資料、こちらのほうは今回訂正で削除、配付をさせていただいている別紙様式2のほうをお願いいたします。こちらは[REDACTED] 前教育長の略歴と功労の内容として、教育長として取り組みを行った主な内容を記載している資料となります。あと併せてすみません、職名のところが「教長長」となっていますが、これは今気づきました、こちらは「教育長」という形でお願いいたします。一番右側です。申し訳ございません。基準該当者功労調書のすぐ横の職名、教長長が教育長になります。申し訳ないです。主な内容を記載している資料となります。併せて別紙様式3、別紙様式4を含めまして一連の説明の資料を今回提出しておりますが、これらはそれぞれ、今回の推薦に係るこの議案の結果、推薦となった場合に提出することとなる様式を用いて、必要事項を記入して参考とさせていただき、説明の資料しております。説明については以上になります。よろしくお願ひいたします。</p>
教育長	ありがとうございました。議案第22号 令和4年度地方教育行政功労者表彰候補者（市町村教育委員会委員等）の推薦についての説明がございました。この内容についてご質問、ご意見がございましたら、委員の皆さん、挙手でお願いいたします。
大城委員	この前教育長の推薦表彰しようとしている本市教育委員会では、何か前教育長が特に大きな仕事をしたから表彰ということなのか、それともその表彰年数が規定にあるから表彰するということなのか、この辺はどうですか。
教育総務課長	今般、基本的にはこの別添1という形でお示しをしている地方教育行政功労者表彰要項に基づきまして、この表彰の中身が書いてございますので、そちらを照らし合わせたところ、先ほど説明させていただきました当該職に6年以上在職していることと併せて、表彰の対象者は原則として教育長又は委員に在職している者及び表彰を受ける前年の4月1日以降にその職を退職した者とするとなっていることを照らし合わせた結果、推薦という形にさせていただいております。

備瀬委員	教育委員連合会のものと、若干文科省は違うような感じをこの規定を見て感じたんですけれども、これは各市町村から推薦を上げたら自動的にこれは選考されるものではないような文言は書かれていますけれども、やはりそうなんでしょうか。県とこれは文科省のほうでしっかり審査をしてから、何名か人数制限とかもあるのでしょうか。一律に規定をクリアしたから全員に表彰するというものではなくて、沖縄県から何名か推薦いたら、そのうちの何名は推薦する、何名は推薦しないという、そこでの厳しい審査もあるのでしょうか。
教育総務課長	今回は、資料に沖縄県教育委員会からの推薦の依頼に係る資料もおつけしております。こちらについては、文言をちょっと読ませていただきますが、別添2「基準該当者の調書提出に関する取扱い」を参照の上、表彰功労者を選定し、下記により推薦していただくようお願ひいたしますという形になっておりますので、基本的にはこちらはこの依頼文に基づいて今回推薦をしたいということになります。ただし、別添1の表彰要項に、備瀬委員がおっしゃられるような形で、2枚目の別添1の2枚目の下段のほうに、文部科学省は、都道府県ごとに推薦者数を定め、都道府県教育委員会に対し、その人数の範囲内でというふうな文言も見られます。こちらについては私たちのほうから何名以内というふうな、今日の時点では問合せはしておりませんが、こういった形で表彰の形の流れが進むんだろうという認識をしております。すみませんが、今の時点ではそのような回答が精いっぱいでございます。
備瀬委員	全国の教育委員会連合会のものと、沖縄県内の教育委員会連合会のものは、規定に適合したら全員自動的に表彰されるというふうに理解をしておりますけれども、どうも文科省のこの文章を読んだら必ずしもそうではないという、場合によっては否決されるようなこともあるのかなと感じておりますけれども、そういうような理解をしてもいいんでしょうか。大城安司委員が前回言っていたように、自分は県が推薦したりはしたけれども、文部科学大臣のほうから身辺調査云々で否決されたこともあったので、やはりこれもそういう内容のものであるのでしょうか。こちらか上げたからすんなり認められるというものではないのかなと、この文言を読んでいたら、ちょうど大城委員と同じようなケースがこれに含まれているのかと感じたりもするのですが。
教育総務課長	事務局といいますか、私たちの作業としましては、県の依頼文書に基づいてそういう形の文面に、要項等を確認してそれに当たる方を推薦という形になっていますので、あくまでも事務作業としてはそういうた

	手続に基づいて今回推薦という形をお願いしているところです。なので、繰り返しになって申し訳ございませんが、こここの要項に書いてあるとおり、2ページ目の下段のほうの説明、また同じ話になってしまいますが、人数の範囲内という形が文言は確かに今までの要項とは違うのかなという気はいたしておりますが、今のところ、うちのほうとしてはその人数が何名とかという形の確認はしていないのが現状でございます。
備瀬委員	つまり、県からそういう情報というのは入手はしていないわけですね。
教育総務課長	入手はしておりません。
大城委員	国は多分こういう何名とかないと思います。県から上がってきた額と国から上がってきたら、それに基づいて国は表彰をすると思うんだけども、特に懲罰がなければ通るのではないかと思います。ただ、備瀬委員が言った私のことは、私は県教育庁から話があつただけで、それでやつたかどうか分からぬ。県教育庁が近々あるはずよと言うから、いつ来るのかと言つたらなくなっているという、それだけの話。
備瀬委員	理由は言つていなかつたですか。
大城委員	いや、聞いていない。別に。
宮城委員	教育委員会のほうで、この基準に基づいて出てきたこの別紙様式を見る範囲において、特に私は異議はありません。それから、功労ということなので、ここに来ている5つの功労の内容を含めて、委員会の推薦のとおりに私は同意したいと思います。以上です。
下條委員	私も今、こちらの要項を見させていただいて、表彰の取消について、被表彰者において、本表彰の趣旨を損なう行為があったときというのがあるんですけども、今、前教育長は係争中でいらっしゃるということで、その結論を待たずしてこういうふうに出した場合に、私はその責任とかを果たせるのかなという、説明責任等、大丈夫なのかなという懸念はあります。
大城委員	表彰規定には違反はないと思いますけれども、ただ前教育長の仕事内容というか、この会議のときの姿勢、態度を見て、他の市町村の教育委員会の話もいろいろ聞いていました。浦添市、名護市、那覇市とか聞いても、教育長と市長の意見がこんなにぶつかる委員会はないんじゃないかと思ったんですね。だから、教育長として仕事はそれなりにやつたと思うんだけども、本当に国から表彰するぐらいの功労があったのかということに対しては、非常に私は疑問です。そして、市長と教育長との意見が対立したのはいろいろ考えがあると思いますけれども、そのおか

	げで、教育委員会の機能として十分果たせたのかな、そういう面でも教育長の責任というか、仕事ぶりとしてはどうかと思います。市長と教育長が意見が合わない場合は、普通だったら教育長が引くのが教育長じゃないかと思うんですね。だから隣の市でも教育長になったばかりの教育長が市長が替わったからすぐ辞めたのもありました。だから教育長が市長と意見が異なる場合は、教育長が引くのが建前ではないかと、そのときに私は思いました。だから今回、表彰について我々がぜひ表彰したいと、推薦したいということに関して私は反対です。
教育総務課長	先ほど県のほうに急遽、確認をさせていただきました。県のほう的回答としましては、先ほどの2ページの下段のとおり、豊見城の教育委員会としてもし、仮定なんですが、推薦した場合は県のほうで県下が集まつた中で選定をするという言葉があつたそうです。以上になります。
備瀬委員	今、下條委員のほうから係争中というのが出てきました。実は、6月16日付の琉球新報のほうに粟国村の教育長のほうが5回否決されたと。その理由のほうが村営フェリー収益の消費税分の未払いがあつたと。当時の担当課長のほうが引責処分を受けたというのがありました。この小さなローカルでも、国とは関係のないところでも5回も否決をされたという、非常に重い結果のほうが出ていますので、やはりこちらのほうもいじめ案件でまだまだ係争中ということなので、これは推薦をすべきではないんじゃないかと、単純にそう考えます。立派な功績は当然ながらあります。よく頑張ったと思う反面で、こういう係争中の人が推薦されてもいいのかなど。功労というこの基準を見たら、ちょっと該当はしない、あるいは推薦した場合には失礼になるんじゃないのか、推薦してまた却下されるようなことが出てこないかなという心配もしております。ということは、私のほうも今は時期尚早ではないか、だから賛成・反対と聞かれたら、反対かなと思います。
下條委員	私も実は、豊見市の例のいじめ問題のとき、私も実は同じ学校の父兄でありました。それで説明会にも行かせていただいています。でも、改めてこの専門委員会の報告書を読ませていただきますと、たくさんの指摘事項がございます。特に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第1項、2項、9項に違反するような項目がたくさんあります。行為がありまして、それが父兄、地域の信用失墜や、該当児童の遺族及び地域の信用失墜に当たるというような言葉が言及の中にありますので、私も保護者代表委員としてこのようなことを、推薦という言葉は

	人に薦めるということが含まれていますので、なかなかそれは難しいのかなと思っております。ましてや係争中でありますので、同じように時期尚早ではないかと感じております。ご本人も認めて謝罪されていますので、これは事実ではないのかなと判断いたします。以上です。
教育長	<p>ご意見ありがとうございました。では、賛成、反対という意見がございましたので、豊見城市教育委員会会議規則第17条に基づいて採決に移りたいと思いますが、採決でよろしいでしょうか。</p> <p>それでは議案第22号 令和4年度地方教育行政功労者表彰候補者（市町村教育委員会（等）の推薦についての賛否の意思表示をお願いいたします。まずは賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	(賛成者挙手)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に不賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	(不賛成者挙手)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第22号 令和4年度教育行政功労者表彰候補者（市町村教育委員会（等）の推薦については、採決の結果、賛成が過半数を得ることができませんでしたので、推薦することを決することができないという結論に達しました。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは次の日程に移らせていただきます。日程第5の同意案第25号から同意案第29号 豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱についての5件については関連しますので一括して議題に供します。事務局、説明をお願いします。</p>
文化課長	文化課の高良です。よろしくお願ひします。5件とも同意案として豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱についてという同意案になっておりますが、まず、先に審議会の概要について説明しますと、文化財保護法の第190条第1項の規定に基づきまして、市町村の教育委員会に条例の定めるところにより文化財保護審議委員会を置くことができるとなっていますので、本市のほうも条例を定めて審議会を置いております。所掌事務としては、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議するとなっております。定員は5人で組織します。学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱することとなっておりまして、任期は2年となっております。それでは、同意案第25号 豊見城市文化財保護審議会委員の委嘱について、下記の者を豊見城市文化財保護審議会委員

	<p>に委嘱したいので、豊見城市文化財保護審議会条例第4条及び豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条第1項第7号に基づき、教育委員会の同意を求めるものとなっております。提案理由としましては、5件いずれも現在の委員が令和4年6月30日をもつて任期を満了することに伴いまして、委嘱する必要があるということで5件提出しております。25号のほうが、住所が[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、生年月日が[REDACTED]でございます。次のページをお願いします。[REDACTED]さんは現在沖縄県立埋蔵文化財センターのほうへお勤めでございまして、元沖縄県文化課の課長をしておりました。現在はこの豊見城の審議会委員の会長をしておりまして、平成25年から現在に至るまで8年余り審議委員を務めております。続きまして同意案第26号、住所が[REDACTED]、[REDACTED]さん、生年月日が[REDACTED]です。次のページをお願いします。履歴書です。[REDACTED] [REDACTED]さんは豊見城市役所のほうに長年勤められておりまして、平成25年3月に退職されております。現在も保護審議会の委員をはじめとして、市史の編集の専門部会委員等もなさっております。続きまして同意案第27号、住所が[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]生まれです。[REDACTED]さんのほうも現在審議会の委員でございます。ハーリー由来まつりの実行委員や、文化課が以前に組踊「雪払」の台本復元をした際の検討委員会の委員長も務められておりました。続きまして同意案第28号、[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]生まれ。[REDACTED]さんのほうは現在の勤め先は沖縄県の文化振興会でございます。以前は宜野湾市の市立博物館で学芸係をしておりました。文化財保護審議会の委員以外にも、国際大学の非常勤講師や沖縄大学等で研究員など、いろいろな職にお勤めでございます。続きまして同意案第29号、住所が[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED] [REDACTED]生まれ。この方は現在、中城村の護佐丸歴史資料図書館の館長をしておりまして、以前は県の教育厅文化財課の課長をしておりました。この方は去年の12月の会議のほうで、現職の委員が亡くなつたということがありまして、残任期間ということで令和4年2月から委員を務めておりまして、残任期間が終わりましたので、また新たに2年間の委嘱をしたいと思います。以上です。よろしくお願ひします。</p>
教育長	ありがとうございました。ただいまご説明がありました。豊見城市文化財保護審査会委員の委嘱についてご質問がございましたら挙手でお願いいたします。

宮城委員	質問ではないんですが確認。[REDACTED]さんの説明はありましたか。
文化課長	同意案第28号ですね、住所が[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]生まれ。履歴書のほうで、現在の勤め先が県の文化振興会でございまして、以前は宜野湾市の市立博物館で学芸員等の業務をこなしておりました。豊見城の審議会は令和2年から現在までお勤めですが、それ以外にも国際大学の非常勤講師や、沖縄大学の特別研究員など、いろいろなお勤めの方でございます。
教育長	再度ありがとうございます。備瀬委員、どうぞ。
備瀬委員	[REDACTED]さん、つい先日も審議したような記憶があるんですが。
文化課長	[REDACTED]さん、前回は一番下の豊見城市史専門部会の委員のほうが今年の3月でしたか、任期切れで再任の審議のときに上がっています。市史の専門部会の委員もなさっていまして、あのときの。
備瀬委員	分かりました。
大城委員	[REDACTED]さんは8年目とか言っていましたね。8年目というとちょっと長くないかな。この人が審議委員に入らないといけない何か理由か何かあるんですか。ほかの役職があって、そういう関係でこの人を入れたほうがいいというのがあるのか。
文化課長	この方は、考古学の史跡の専門として、そういう方がなかなかいないというのもあると思います。県の保護課の課長でもありますし、現在も文化財埋蔵センターで所長を終わった後に、現在も勤務して、考古学というのがなかなかいよいよで。
大城委員	分かりました。
教育長	ほかによろしいですか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、ただいま説明がありました日程第5の同意案第25号から第29号 豊見城市文化財保護審議委員会委員の委嘱についての5件については、提案どおり同意ということで進めてまいります。よろしくお願ひします。 続きまして、日程第6 承認第15号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）についてであります。事務局、説明をお願いします。
教育部長	それでは承認第15号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。本案件は1枚めくっていただきまして、横とじの資料になりますが、議案第33号と書かれております議案、これにつきましては今議会に提出した議案番号となっております。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の総合緊急対策といたしま

して6月議会に追加として提出を行ったものでございます。先月の定例教育委員会の終了後にこの予算については確定いたしましたことから、教育長のほうにおいて臨時代理を行って、本日の報告をもって委員の方には承認を求めるものでございます。内容につきましては2枚めくつていただきますと、事項別明細書ということで書かれておりますが、これ以降のものでご説明をしていきたいと思います。それでは、そこからまためくつていただきと、ページ番号を振っています。まずは3ページのほうで左上に2の歳入と書かれております。14款国庫支出金、2項国庫補助金となっておりまして、表のほうで2段書きになっておりますが、教育部に関わる内容といたしましては、表の左側に目と書いていますが、1目総務費国庫補助金とその下、5目の教育費国庫補助金が該当しております。表の右側に説明のほうでそれぞれ地方創生臨時交付金と学校等における感染症対策等支援事業と書かれております。この2つの補助金を活用して今回の補正予算は対応しております。内容については歳入のほうで詳しく説明をしていきたいと思います。

ページをめくつていただきまして、6ページになります。そこから歳出になりますが、6ページ目のほうで表が3つ示されておりますが、表の一番下、10款教育費、1項教育総務費とあります。こちらの表のほうで3目教育振興費と書かれておりまして、表の右側に金額と説明欄がありますが、消耗品費として206万1,000円を計上しております。これにつきましては、小中学校における生理の貧困対策支援事業となっております。コロナ禍の影響によりまして経済的な負担が生じた世帯に対して、市内の小中学校に在籍する児童生徒に就学機会を確保するという目的で各学校に生理用品を配布するという内容になっております。こちらにつきましては昨年度も同様な緊急対策事業として行っておりまして、今回が2回目となっております。

続きまして7ページです。その下、同じく10款1項になりまして、右側の説明のほうで金額と説明のほうで497万5,000円、こちらは要介護及び準要保護児童援助費となっております。それぞれ小学校費と中学校費が計上されております。こちらにつきましては、就学援助の拡充事業ということになっております。こちらも新型コロナの影響が大きく、世帯収入が減少した、仕事を失ったりとか収入そのものが減少した保護者に対しまして就学に必要な学用品であったり、給食費あるいは修学旅行費の一部を支給するものとなっております。続きまして表の下です。10款教育費、2項小学校費の2目教育振興費となっております。これにつきましても金額が1,395万円、説明のほうで消耗品費と記入されておりま

	す。次のページにもまたがるんですが、今の7ページが小学校費の1,395万円で、次の8ページ目のほうが中学校費、同じく消耗品費で540万円となっております。こちらの消耗品につきましては、学校における感染症対策支援事業といたしまして、各小中学校で児童生徒が学校教育の活動を止めることなく継続できるように、各小中学校内で感染症対策物品等、消毒液だったりマスクの予備を確保しておくなどの購入に係る経費となっております。こちらの金額に関しましては、在籍する児童生徒数の規模に応じて各学校の配分額が決まっていますので、それぞれの学校に配分をするものとなっております。説明は以上でございます。
教育長	ありがとうございました。ただいまの令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）について、ご質問がございましたら委員の皆さん、挙手でお願いします。
下條委員	学校PCRというのは学校を回るとよく聞くんですけども、あれというのは感染症予防対策費に含まれているんですか。
教育総務課長	今回、よく新聞とかに書かれているものについては、県が行うような形になっております。
下條委員	何かそういうキットがあると聞いたんですが、そうではないんですか。
学校教育課参事	学校PCRの検査自体は県でやるんですが、そこから検査キットが委員会のほうに送られてくるんですね。その検査キットを各学校から要請があった場合、まず各学校からPCRのチームに連絡を入れて、PCRチームからこちらのほうに何々小学校、または何々中学校、何年何組で検査しますので、キットを渡してください。それ自体は市からお金が出ていることはないです。
教育総務課長	補足させていただきます。今回上げている予算については、国の補助金を使っております。国の補助金の、先ほど説明したとおりに学校の規模によって渡す金額のほうも国の方で定められています。使い方の内容としては、先ほど部長のほうから説明があったように、感染症対策に係る今回は需用費という形になりますので、主に消耗的に必要なものとして私たちは捉えております。併せて、使い方によっては校長の判断で迅速に行えることとなっておりますので、今のところ、具体的に教育委員会としては、このような形で使いなさいというような厳密なお知らせではなくて、こういった形で使えますよと、先ほど説明があったように消毒液だったり、併せて抗原検査キット、どちらのほうも今回使えるような中身にはなっていますので、こちらについては必要に応じて学校

	側で判断していくものと考えております。
下條委員	これは、抗原検査キットは市から出す…。
教育総務課長	今回の予算でも抗原検査キットという形には使用は可能です。私たちから渡すものもあるんですが、この予算、まず今回はお金を渡します。予算として。予算の執行については学校側で判断しますが、学校の中で使える項目としては抗原検査キットでも支出は可能という形になります。ちょっと分かりづらくて申し訳ないです。
備瀬委員	抗原検査キットというのは1個幾らするのでしょうか。
教育総務課長	去年も支出しているんですけども、ちょっと時間があればすぐ分かれますので、お待ちください。
教育長	休憩します。
	休憩 (14時10分)
	再開 (14時17分)
教育長	再開します。事務局どうぞ。
教育総務課長	あくまでも昨年度実施した実績という形でお願いしたいと思います。抗原検査キット、個数としてはひとまとまり10個という形で1万9,800円として支出がございますので、1個当たりは先ほど言った金額になるのかなという気はしております。以上になります。
備瀬委員	1箱10個入りで1万9,800円。高いね。
教育長	予算に関してほかはないですか。進めてよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは日程第6 承認第15号 令和4年度豊見城市一般会計補正予算（第3号）については、提案どおり承認ということで進めたいと思います。ありがとうございました。これから長い一般質問の説明に入りますので、一旦休憩してもよろしいですか。大城委員はこれから所用で退席いたしますので承認をお願いします。では、この時計で2時半からの再開にいたします。よろしくお願いします。
	休憩 (14時20分)
	再開 (14時30分)
教育長	再開します。日程第7の報告第7号 令和4年第3回豊見城市議会定例会一般質問についてであります。事務局、説明をお願いします。
教育部長	それでは、報告第7号 令和4年第3回豊見城市議会定例会一般質問について報告いたします。こちらは、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則によりまして、教育委員会から委任された事務であっても特に報告の必要がある事務について報告を行うもの

となっております。今回の議会におきまして、教育部に係る質問が全議員21名のうち、今議会では13名の方からご質問を受けておりますので、順次報告を行ってまいります。議員お手元の一般質問通告要旨、こちらの3枚をめくっていただくと、各議員の個別の質問内容が書かれていますので、それを見ながらご説明していきます。

まず通告番号1番の要 正悟議員につきまして、(5)市政運営についてでございますが、こちらは②のほうでこども改革の取り組み状況ということで、これに関しましては市長の施策に関するこども改革の取り組みということで、教育部関連では2つ該当しております、それぞれ回答しております。まず1つ目が、返済の要らない奨学金制度の拡充ということで、こちらに関しましては過去3か年、平成30年、令和2年、令和3年度において奨学金を給付した園数を報告しております。もう1件が、学校給食費の保護者支援事業といたしまして、今年度から栄養充足率の向上を図るということで、小学生が月額1人当たり600円、中学生が月額700円に対する保護者への支援を行っているということを回答しております。

続きまして、通告番号2番の宜保安孝議員、こちらのほうが(4)児童オリンピックについてのご質問でございます。こちらは市制施行開始後から約20年間児童オリンピックを開催してきましたが、今年度予算が計上されていないということに対する理由と、教育委員会の見解についてのご質問となっております。こちらにつきましては、今年度は予算計上していないということに関しましては、これまでに議論の中で先生方の働き方改革で負担軽減を図る必要があるんじゃないかということが学校現場のほうからも、意見等がこれまで声として上げられていたこともありますし、昨年度予算を計上する上において検討した結果、今年度に関しましては予算の計上を見送ることとなっている旨の回答をしております。こちらに関しましては、やはり子どもたちとか保護者も非常に楽しみにしているイベントに関しては、ぜひ次年度以降再開する検討をしないのかということもご意見としてありましたが、こちらにつきましては今年度、開催自体はコロナの影響で過去2年間中止をしておりますが、次年度以降の再開につきましてはまた今年度、教職員の負担軽減が図られたかどうかの検証を行いながら再度の開催の可否について検討していきたいということでお答えをしております。

続きまして、(5)の教育行政についてということですが、こちらは今行っております定例教育委員会の議事録というのは、基本的にホームページのほうで公表を行っておりますが、これにつきまして令和3年10

月以降のものが現在、この一般質問が上がった時点では公表されていないことについてのご質問となっております。まず①が基本的に定例教育委員会というのは開催されていますかということに関しましては、通常どおり定例会については月1回、それ以外に臨時開催が必要な場合は、臨時会を開催していますということでお答えしております。その次に②の現在公表されていないホームページでの議事録というのは、公表されていない理由についてのご質問に関しましては、公表するに当たっては事務作業等が必要になっておりまして、現在、単純にこの事務作業に遅れが生じておりますので、10月以降の公表が遅れているということでございます。なお、現時点におきましては、令和3年11月から令和4年2月分まではホームページのほうで公表し確認することができますので、3月以降のものにつきましては、また事務作業を行いながら公表していくことで取り組んでまいりたいということです。

続きまして、通告番号3番の真栄里 保議員、こちら3ページになりますが、(1)の学校教育についてということで、こちらは平和教育ですとか、復帰50周年に当たっての各学校での平和学習の取り組みについてのご質問となっております。まず①につきましては、沖縄県が、こちらは令和4年1月に県内の高校2年生を対象に行ったアンケートについて市の教育委員会として認識しているかということのご質問でございました。こちらにつきましては、報道等を通じて市の教育委員会でもアンケート調査結果については把握している旨の回答をしております。その際に、新聞等で公表されているんですけども、その質問内容で沖縄が日本に復帰した日の正答率が22%ということに関して市の見解についてのお尋ねでしたが、高い数値ではないということの回答を行っております。続きまして②のほうで、こちらは復帰50周年に当たっての学校の取り組みについて県から通知があるんですが、どのような内容になっているかということのご質問に関しましては、こちらは市の中学校に対しては、沖縄県のほうから二度ほど通知が来ておりまして、まず復帰50周年については、児童生徒が理解と認識を深める、理解が持てるように各学校において取り組むような依頼と、沖縄県の教育長メッセージも通知がされておりまして、その中においても沖縄の平和で豊かな実現に向けて考える機会となるので、そのあたりについても本市のほうからも各学校に対しては各学習等を取り組むよう周知をしている旨のお答えをしております。続きまして③のほうでは、今年復帰に伴って各学校で特設授業を行っていった実績についてのお尋ねですが、こちらにつきましては今年度、市内の小学校、中学校、各2校ずつで復帰50周年に関する特設

授業を行った旨の回答をしております。続きまして④です。こちらも同じく歴史学習のことについてですが、歴史を学ぶことの大切さについての市の見解のご質問です。こちらに関しましては、市の教育委員会としても歴史を学ぶことというのは伝統文化を尊重して、平和と発展に寄与することにつながるので重要であるということのお答えをしております。続きまして⑤に関しまして、今度は復帰ではなくて、あくまでも郷土の歴史を学ぶ特設授業というのを小中学校で行うことについての市の見解についてのお尋ねです。これに関するお尋ねでは、復帰50周年は先ほど小中学校で4校取り組んでいて、それ以外につきましても各小中学校においては年間の学校計画等に位置づけて取り組んでもらいたい旨の回答をしております。実際に各学校でもそれぞれ平和学習であったり、そういう歴史の学習というのは取り組んでおりますので、それは引き続きやっていただくということで考えております。

続きまして（2）の学校給食についての質問になります。こちらは今回本会議において給食費、牛乳分に関する給食費というのを補正で上げたところですけれども、それに関連する質問等になっております。まず①のほうで給食費の値下げについての再提案した理由につきましては、こちらは新年度予算では野党議員の財源の不安定さを理由に削減された経緯がございましたが、令和4年3月に開催されたこども未来市民会議ですか、あとは本市の定例教育委員会等においても、ぜひ引き続き給食費の保護者負担軽減については取り組んでもらいたい旨の声があつたということを受けて、再提案している旨の回答をしております。続きまして③については、食材費の高騰が現在の給食にどのような影響が出ているかというご質問でしたが、これにつきましては、現在のところ、食材によって高騰していたり、逆に加工していたりということで、一律的に全ての食材が上がっている現状ではないということで、今現在に関しては本市では給食費の影響は出ていない旨、回答しております。続きまして④になりますが、こちらは本市以外で給食費の無償化を実現している自治体とか、どのような財源を使って行っているかというご質問でございます。こちらについては、各自治体ごとに市の一般財源を使っていたり、あるいは基地を抱えている自治体に関しては基地の再編交付金等を使ったり、あとは防衛の予算、国の予算を使ったりと、様々な予算を使いながら各自治体ごとに取り組んでいる旨の回答をしております。県内においては離島を含めて全部で13自治体が給食の無償化ということを取り組んでいるというところでございます。続きまして⑤の質問で、コロナ禍の下で子育て世代の経済的負担というのが、まだ現状としてどの

ようなものがあるかというご質問でした。これにつきましては、沖縄県のほうが昨年度実施しております沖縄子ども調査というものがございまして、その中の困窮世帯の割合というものが、前回行われました2018年と比較して小中学生の困窮世帯に関しましては約4%の超過となっており、あとは新型コロナウイルスの感染前と比べると、世帯の収入が1割以上減少しているということが、困窮世帯の約7割においては、1割以上世帯収入が減少しているということが結果で出されておりまして、現在でもコロナ禍における子育て世代の経済的負担は依然として厳しい状態であるという旨の回答を行っております。

続きまして（3）のヤングケアラーについてのご質問です。こちらにつきましては③のほうで、ヤングケアラーの支援というのは様々な部署が取り組んでいる、関連するところであります。③のほうではまず窓口体制の強化というところでのご質問で、ワンストップでの支援体制の構築をやるべきじゃないかというご質問でございます。こちらに關しましては、ヤングケアラーの支援体制というのはやはり教育部をはじめ、今年度新たに設置されましたこども未来部と福祉健康部です。基本的にはこの3部がまたがるような内容となっておりますので、今後も引き続き各部連携した支援体制を、協議を行っていきたい旨の回答をしております。

続きまして（5）の墓地建設についてでございますが、この墓地建設につきましては、最近豊見城の字根差部のほうで墓地計画があるということでお話を聞いております。これに關しまして計画を届けるところは別の部署があるんですけども、現在は正式な計画は出ていないんですが、計画内容が地域の自治会とかで話を聞いているということで、②のほうで基本的にこの墓地建設に当たっては、近くに学校等の公共施設がある場合はその公共施設の管理者の同意を得る必要があるということございます。今現在、これは長嶺中学校に隣接する場所に、近くに計画がされておりまして、今委員会のほうとして意見書を付して同意をすることを回答しておりますが、それに同意をした理由についてのご質問となっております。それに関しましては、基本的に学校は地域の子どもたちが通学しているところですので、まずは地域の意向が大前提になるということで考えておりまして、委員会がこの意見書を付して同意した理由というのも、地域の同意が確認できたというところもございまして、委員会として意見書の提出を行っている旨、回答をしております。これに關しましては委員のほうから、自治会の同意がなければ委員会としても同意はしないのかということのご質問が最後にございまし

た。これにつきましても、基本的に当然地域の同意が優先されるべきだと考えておりますので、委員会としても地域の同意がなければ当然委員会としてもこの同意については提出はできない旨の回答をしております。続いて④につきましては、これは長嶺中学校の生徒さんが今計画されている墓地の土地を通学路として通っている生徒数の数についての質問でございました。これにつきましては、今年度長嶺中学校に在籍している児童の割合といたしましては、この当該道路を通る想定をされているのが長嶺中学校在籍児童の約4割に相当するという旨の回答をしております。

続きまして少し飛びます。通告番号5番、儀間盛昭議員の質問になります。こちらが（2）教育環境整備ということで、こちらは現在取り組んでおります豊崎中学校の主に建設及び建設に係る財源についてのご質問となっておりまして、それがこれまでに建設された長嶺中学校あるいは豊見城中学校、それぞれとの比較についてのご質問になっております。まず①のほうでは（仮称）豊崎中学校の（ア）です。今回の学校建設に当たっての事業費の内訳ということで、こちらは全体の事業費、今想定されている工事に係る全体の事業費が約66億2,816万円となっておりますが、この内訳、今回は校舎と屋内運動場、建物周りの土木、グラウンド整備であったり、それに関するそれぞれの工事費の内訳、あとは設計に係る金額についてお答えをしております。それから（イ）の財源の内訳につきましては、先ほど申し上げました全体事業費に関して、基本的には国からの補助金と、あとは地方債、これは最終的には国に返済する一部借り入れみたいなどころの地方債、あとは一般財源、市の単独の財源、基本的にはこの3つの財源から成り立っているということで、それぞれの金額についてのお答えをしております。続きまして（ウ）負担軽減に係る、これまで豊崎中学校を建設するに当たって負担軽減としてどのようなことに取り組んできたかということのご質問でしたが、こちらに關しましては、これまで校舎等につきましては建物を複数棟に分けて建設することが多かったのですが、豊崎中学校に關しましては敷地の形状とかコスト縮減をする上で、校舎につきましては1つの建物に集約してコンクリートですか、その他材料のコスト縮減に取り組んでいる旨をお答えしております。続きまして②長嶺中学校で、同じように建設に当たってのそれぞれの金額の内訳についてということで、（ア）のほうではまず、中学校で建設にかかった総額としては26億7,053万円でございました。その内訳につきましては、先ほど豊崎中学校で回答したように建物ごと、校舎棟と屋内運動場と武道場棟で、あとはグラウンド

整備にかかる費用、それから設計にかかる費用、それぞれについての金額を回答しております。次に（イ）の負担軽減を図る取り組みにつきましては、長嶺中学校の場合は、耐震化による改築工事でしたので、それぞれのメニューの国の補助金を活用したことと、また当時は、まだ全国的にも耐震化が進んでいなかったこともありましたので、国のはうで臨時的な耐震化に関する、取り組みに関する支援として臨時的な国の予算がございましたので、そういうものを活用して取り組んだ旨の回答をしております。続きまして③ですが、③が豊見城中学校建て替えでの同じような事業費の内訳と負担軽減の取り組みについてのご質問です。まず（ア）での費用の内訳につきましては、豊見城中学校に関しましては全体の事業費が約54億、これは現在事業が進行中ですので、金額は今後変動する可能性がありますが、現在のところ、約54億4,144万円が計上されております。その内訳としましては、校舎棟と屋内運動場とグラウンド整備工事。それから設計に係る費用ということで、それぞれの内訳金額を報告しております。それとあとは国の補助金、あとは地方債、一般財源、それがそれぞれ幾ら充てているかということの回答を行っております。続きまして（イ）負担軽減を図る取り組みということでは、豊見城中学校に関しましては、既存の校舎を利用しながら新しい校舎の建設を行っていたこともあります、仮設校舎を利用しないような配置や、スケジュールの工夫をしております。あとは、クーラーの設置に関しましては既存校舎から新しい校舎への移動がございましたが、これに関しても国のはうから臨時的な交付金がございましたので、それを活用して負担軽減を図っている旨の回答をしております。

続きまして、通告番号6番の新垣龍治議員になります。こちらで（3）こども医療費助成についてのご質問ですが、こちらに関しましては、現在学校で児童生徒がけが等をされた場合に、教育部のはうでは日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度というものを用いています。それとは別に、また別の部署ではこども医療制度というものがあつて2つの制度があるので、それぞれどうなっているのかということでのご質問になっております。①のほうですが、教育部のはうで扱っている給付制度についての内容のご質問です。こちらに関しましては基本的に、児童生徒が学校にいる間、または登下校のとき、あとが中学校におきましては部活動のときに関しまして教育部の加入しております日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が利用できるという旨の回答を行っております。歳出のはうでは、スポーツ少年団、小学生が行っているクラブ活動とか、そのあたりは該当するのかとか、あとは申請から給

付までの一連の手続に関するご質問がございました。基本的には小学生のクラブ活動、サッカーだったり野球だったり、そういうものは教育部のこのスポーツ振興センターは該当しておりませんのでという旨的回答を行っております。

続きまして（4）サッカー等環境整備についてですが、こちらに関しましては、与根体育施設のサッカー場の現在の状況に関する質問になっています。まず①のほうで、現在どのような状況になっているかということにつきましては、当該場所が区画整理事業によって今後敷地の間を道路の計画がございますので、その道路整備を行うに当たって与根体育施設の支障になる物件等の撤去工事を行っておりまして、今日終わり次第、また新しい道路の整備に着手するということで現在取り組んでいる旨の回答を行っております。それから②、こちらにつきましては与根体育施設の屋外照明として投光器の設置がございますが、それを再利用するのかというところでのご質問になっております。そこにつきましては、与根体育施設から撤去いたしました照明の、これは電球になりますけれども、それに関しましては市の陸上競技場のほうで移設をして、夜間の市民の利用の際に活用できるようにといったことで考えている旨の回答をしております。

続きまして、通告番号8番、仲田政美議員になります。こちらで（3）教育行政についてのご質問です。こちらは基本的に①のほうで書かれておりますが、ハイリーセンシティヴ・チャイルドということで、略してHSCということで、こちらが児童生徒において非常に感覚ですか感情ですか、そういうものに非常に敏感な子どもを意味する言葉となっておりまして、そういう子どもが現在非常に増えている状況なんですけれども、市の教育委員会としてその辺の教員への周知ですか、あとはそういう研修というものを現在どのような対応をしているかということに関するご質問となっております。①の（ア）なんですが、こちらに関しましては現在、このHSCに特化した特別な周知ですか研修というのは現在行ってはいないのですが、それ以外、それ以前にも敏感な子どもというものはこれまでにも在籍をしているというところは、各学校においても把握はしているところでございますので、その子どもたちに関する対応というのは情報収集であったり研修というのは現在も行っている旨回答をしております。（イ）につきまして、そういう子どもたちに対する支援策、HSCを把握できた場合の学校での支援対策というのはどのように関係するかというご質問に関しましては、それに関しましては基本的にまずは各学級担任がそういう子どもたちをサーチして、

適格に把握して、必要な子どもに合ったそれぞれに必要な支援というのを組織的、また計画的に取り組んでいる旨の回答をしております。続きまして②になりますが、こちらが文化芸術鑑賞であったり体験再興事業というところを文化庁が主体となって国の補助事業があるということについて、本市では文化芸術はいろいろな分野があるんですけども、その中でも能楽の鑑賞であったり体験についてどのような取り組みがされているかということでのご質問でございます。こちらに関しましては文化庁のほうが取り組んでいるこの事業に関して、現在本市の学校においても検討をしている学校がございますが、現在コロナ禍の状況ですで、コロナ禍の状況を見ながら実施の判断をしていくような状況となっているというところを回答しております。続きまして③につきましては、以前から仲田政美議員が質問をしておりますが、沖縄空手会館、こちらの会館についても体験型の学習スペースとかございますので、そのあたりも市内の小中学校の子どもたちに有効活用できないかということでの質問で、現在どのような進捗になっていますかというご質問でございます。こちらにつきましても、これまでにもこの空手会館の活用においては各学校へ周知を図っているところですが、現在の状況としましては、市内の小学校1校において実際に空手会館を利用したという実績がございましたので、こちらにつきましてもまた新たに今年度オープンした工芸資料館も含めて、市内の小中学生には有効活用ができるように周知をしていきたい旨の回答をしております。

続きまして、9ページの（5）生理用品の無償提供サービスについてのご質問です。こちらは教育委員会に係る施設だけではなく、市役所とか図書館などで、これは民間事業者と自治体が連携して生理用品を無償で提供するサービスが県外のほうで実際に取り組んでいる事例があるということで、これに関して本市のほうでもその設置についての見解について質問がございました。①のほうで書いてありますが、よく商業施設等で生理用品を販売しているようなボックス等がございますが、それを例えれば民間事業者から広告料として自治体が受け入れて、その広告料でもって生理用品の購入ですか機器の購入を行って、専用アプリ等をその機器にかざすと広告が流れてくる。その広告が企業にとってはPRになるというところでの、自治体としては負担がないですよということでの事例があるようです。これに関しましても県外の事例しかまだありませんので、今後、教育部に関しては図書館などの公共施設でもこのように取り組みができないかということでしたので、これにつきましては今後、他の自治体の設置状況等も検証しながら、調査研究しながら考えて

いきたいという旨回答をしております。続いて②の生理用品の配備状況につきましてですが、これは昨年度生理用品の配備を緊急対策として行っておりまして、それに対する進捗状況に関するご質問です。これにつきましても昨年度取り組みを行ってきてまして、今年度のおいても今回の2回において、またコロナの終息がまだまだ見えない状況であることから各家庭の経済的負担軽減というのを継続して取り組んでいきたいということを考えておりますので、今年度も引き続き対応していきたいと回答しているところでございます。

続きまして、少し飛びます。通告番号11番になります。赤嶺吉信議員の質問になります。こちらが（1）教育行政についてというところになつておりますが、これは市内の小中学校の通学路に関するご質問になつていますが、各通学路に関しましては年に1回夏休みの時期に、これは教育委員会のほうが主体となって庁舎内の関係する部署、あるいは庁舎外の関係団体等に呼びかけて合同で通学路の点検を行っておりますが、昨年度この点検を受けて、危険箇所として指摘をされた箇所の改善状況についてのご質問となつております。①の（ア）の危険箇所25か所指摘されたうち改善が行われた状況ということで、これに関しましては、指摘されております25か所のうち20か所については道路の改善あるいは安全対策等が完了した旨報告しております、その下の（イ）のほうで、これにつきましては逐次ホームページのほうで進捗状況等を報告しておりますが、今一番最新の情報といたしましては、今年の2月9日に本市のホームページにおいてこの進捗状況について報告しているところでございます。議員のほうからは、まだ改善が終わっていない5か所ですか、改善が終わっているという報告を受けているけれども、まだそれが十分じゃないところが見受けられるというご指摘がございました。それにつきましても対応を考えてほしい旨のご意見がございましたので、それにつきましては、基本的に改善に関しましては道路であつたり、信号機の設置であつたり、そういうところでしたので、そこはまた関係部署に報告をして、設置に向けて対応してもらうということでの回答をしております。信号機の設置につきましても、なかなか信号機を設置するのは警察のほうも厳しい状況があるということでした。議員のほうからは信号機が設置されない場所でも信号機に代わる何かの安全対策、横断歩道を設置したりだと、また横断歩道を強調するようなカラー舗装の対策、そのあたりをやってほしいということでのご意見がございました。

続きまして、通告番号13番、瀬長恒雄議員の（1）平和行政の推進に

についてでございますが、こちらに関しましては本市のほうで平和行政という事業がございまして、その状況というのを各施設ごとに行っております。その状況、どのような取り組みをされているのかということでのご質問となっております。まず①のほうでは、教育部のほうでは中央公民館と中央図書館のほうでそれぞれ取り組みをしておりまして、まず中央図書館のほうでは、例年パネル展示展ですか、あとは来館者に平和メッセージをいただいて、それを掲示しているような取り組みをしていることの回答をしております。今年度に関しましても、例年同様パネルの展示であったり、あとは映画の上映を6月12日に行ったこと。あとは6月15日には戦争体験者に実際に来ていただいて平和講演会を行った旨の回答をしております。中央公民館のほうでの取り組みは、広島県であったり、あとは姉妹都市となっております宮崎県の美郷町や高千穂町との平和交流を例年行っていることと、各小学校に地域のボランティアを講師として派遣して、平和学習の支援に取り組んでいる旨の回答をしております。続いて②のデジタル博物館事業に関しては、こちらはこれまでに当該事業で取り組んだものの活用をどのように行っているかということでのご質問となっております。こちらにつきましては、これまで収集してきました証言ですか資料については、データベース化を行って現在の時点では、データベースのできたこれは戦争体験者の映像ですね、それが主になっていますが、こちらに関しましてはユーチューブを使用して公開を行っております、令和4年6月現在での再生回数というのが約54万回ほど再生されているということで回答を行っております。現在も豊見城村史の第6巻の戦争時編というのを作成しておりますので、そちらも今年度デジタル化を行っていく取り組みを事業として行っていますので、これもでき次第、随時公開していく予定をしております。続きまして③の豊見城市内にある戦跡の活用についての市の見解が質問として上がっておりまして、こちらにつきましても戦争遺跡というのは非常に重要なものであるという認識をしていますので、現在は平成26年にパンフレットとして発刊して、それを市民の方々に周知をしているところですが、こちらにパンフレットに関しては、現在32か所の戦跡を紹介しておりますが、今後また歴史民俗資料館のほうにおいても戦争戦跡から発掘された遺品ですか、こういう物品などについては慰靈の日の関連企画展と併せて平和行政の推進に取り組んでいるという旨の答弁を行っております。

続きまして、少し飛びます。通告番号16番で（4）5月31日にあった大雨についての質問です。こちらに関しましては5月31日にかなり大量

の雨があったことと、市内での避難指示等の緊急的な対応が発せられたところに、当日の教育部における対応についてのご質問となっておりました。こちらにつきましては、議員のほうから当日大雨の、この日は昼前に大雨があつて夕方にもかなりの雨量の雨があつたということで、その時間帯に子どもたちが外を歩いているという状況を見て、教育部としての見解ということでのご質問でございました。当日の教育委員会の対応としましては、昼過ぎ頃に教育委員会の職員によって市内の道路の確認を行つて、危険な箇所が幾つか道路の冠水とかが見られたんですね。そういうことを確認して、各小中学校にはその危険なところとか、通行止めになつてある箇所も市の防災を通して情報を得ましたので、その情報を小中学校に流したことと、また下校時にそういう危険な状況が見られる場合には、保護者に迎えに来てもらうとか、危険な状態が改善されるまでは学校に待機させるというような対応をしてほしいということで周知を行つた旨の回答をしております。ただ、やはり放課後に部活をしていたりとかクラブ活動をしているお子さんがいたということに関しては、そこまでの周知ができていなかつたというところはありますので、そのあたりは今後、周知徹底の改善をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、通告番号17番、新垣亜矢子議員です。（3）育英会奨学金制度についてでございます。こちらは、本市独自の育英会の奨学金制度に関する状況のご質問と今後の対応に関する本市の見解に対してのご質問となっております。まず（ア）のほうで、こちらは令和3年度での実績の確認でございました。これに関しましては、令和3年度実績といたしましては、入学金相当に当たる金額、入学準備金ですね、給付型の奨学金としては入学準備金を4名の方、また貸与型の入学準備金に関しましては2人、合計6人に対しまして給付を行つてある旨の回答をしております。次に（イ）のこの奨学金の給付に関しましては、これまで新垣議員のほうから質問は出ております。こちらは資金が育英会の基金を活用して取り組んでいるところがございまして、その基金というのは限りがあるものだよねというところから、今後給付型の奨学金の支援を増やしていく検討をしている旨これまで答弁をしていきているのですが、その財源確保というのはどう考えているのかということのご質問となっております。それに関しましては、給付型の奨学金の拡充につきましては、これも国のほうでもいろいろ奨学金の給付というものを行つておりますが、国のほうでもまた現在新しい制度とか、その辺を検討されているようなところもございますので、国とか県で行っていない取り組

みに関して市のほうで支援していこうということで現在考えておりますので、こちらに関しましては国の動向等を見ながら、市としてどのような支援ができるのかというところを引き続き検討していく旨の回答をしております。また、同じように財源の確保についても引き続き検討していく旨、回答を行っているところでございます。

続きまして、通告番号19番、楚南留美議員の質問に入ります。こちらは（1）ヤングケアラーの支援についての質問となっております。①のほうで沖縄県が昨年度各自治体の先生方を対象としてヤングケアラーの実態調査を行っておりまして、その結果、本市の結果はどうだったのということでのご質問です。こちらに関しましては、県から情報を提供いただきまして、まずヤングケアラーと思われる児童生徒、それからその子どものうち、学校生活に影響のある児童生徒の数ということで回答しています。まずヤングケアラーと思われる児童生徒は、小学生が9名、中学生が4名となっております。このうち学校生活に影響がある児童生徒ということで、小学生が5名、中学生が2名ということの結果が公表されております。②のほうで、その実態調査で把握できた子どもたちに対して、市の独自の支援対策というのが必要だと思うけれども、その対策というのは市としてどう考えているかということのご質問となっております。これにつきましては、沖縄県のほうでも実態調査をやる中で課題とか今後の取り組みの方向性が示されておりますので、その実態調査の課題等の結果を踏まえまして、本市のほうでも各状況に応じた取り組みですか支援体制の在り方というものを、先ほども少し別のところで話しましたが、教育部だけの対応ではないですので、それぞれの部署に必要な支援があることから、関連する部署で連携して今後も支援を行っていきたい旨の回答をしております。議員のほうからは、この支援についても市として対応する窓口のほか、してほしいということでのご意見がありましたので、それに関しても引き続き検討していく旨、回答しているものでございます。

続きまして、通告番号20番、瀬長 宏議員の質問で、（2）学校給食費の保護者負担軽減についてというところでございますが、これも真栄里議員も同じような質問がございましたが、今回牛乳分の負担軽減を取り組むことに関する質問になっておりまして、①のほうの質問で、県内で負担軽減している自治体の数ということで、こちらも負担軽減もいろいろ条件等がございまして、無償化あるいは全額助成をしている自治体の数ですか、あとは条件があつて第三子以上に対して全額助成をしている自治体の数ですか、あとは本市を含めた自治体で一部、全額で

はなくてあくまでも給食費の一部助成を行っている自治体の数についてそれぞれ回答をしたところでございます。②のほうではその財源についてのご質問となっております。財源につきましては、本市の財源に関するご質問になっておりますので、本市の財源としては給食費の保護者負担というのは就学援助も保護者負担の事業として取り組んでおりまして、それに関しては一般財源で行っていること、あと給食費の保護者負担軽減としては今年度から新たに取り組みました栄養充足率を満たすための取り組み、これにつきましてはこども未来基金を活用して行っております。今議会で追加で出しました牛乳の無償化につきましてもこども未来基金を財源として考えている旨の回答を行っているものでございます。

続きまして最後になりますが、通告番号21番、徳元次人議員の質問になります。徳元議員のほうからは、(2)の公共施設に関する質問で、こちらは教育部に関しましては市立中央公民館と学校給食センター、それぞれの改修計画に関するご質問となっております。まず①中央公民館の改修計画につきまして、こちらに関しましては現在具体的な計画には取り組みはまだ行っていないところで、それぞれやはり建物に関しては大分老朽化等も見られて、築年数も公民館では築40年が経過しているところでございます。現在はあくまでも維持修繕という形で、修繕が必要な箇所については定期的に、ほぼ毎年になりますが修繕作業を行っているところでございます。今後につきましては具体的な計画はまだやってはいないのですが、陸上競技場を含めた中央公民館と社会福祉センターを複合型施設にして、施設の可能性も含めた検討を、スポーツ拠点エリアとしての検討事業の中で公民館に関しても併せて検討をしていく旨の回答を行っております。続きまして②の学校給食センターの改築に関しましても、こちらも学校給食センターが築37年を経過しておりますが、ほかの自治体と比べて豊見城市の学校給食センターの1日当たりの給食の提供数もかなり大規模になっている部分でございますが、現在のところ、給食センターについても改修の計画というのは具体的に始めてはおりませんので、こちらについても今後、建物の在り方についてもそうですが、提供の方法についても今後具体的な計画を行っていく必要がある旨、回答をしているところでございます。

続いて(3)の教育についての質問になっております。こちらに書かれておりますS T E A M教育、こちらは各教科のある頭文字を取ってS T E A M教育と呼んでおりますが、文部科学省のほうでも現在S T E A M教育の推進ということで掲げられているところがありますので、これ

	<p>に関して本市の見解を質問として上げられているものでございます。これに関しましても、教科的な横断で授業を取り組むべきじゃないかということの内容になっておりまして、小中学校においても探究的な学びですとか教科横断的あるいは総合的な授業が重視されているので、これに関する国の方でも推進していることから、本市の教育委員会でも同様にこれに関しては取り組んでいく必要があるということで認識をしているところでございます。ただ、授業に関しては、各学校が独自で年間計画等を立てて行っているところですので、学校がその計画に基づいて、目標を達成するために教育委員会として後押しできることは後押ししていきたいという旨、回答をしているところでございます。</p> <p>今回の議会の報告は以上になります。</p>
教育長	約63分説明がありました。これについて、委員のほうからご質問、ご意見等がありましたらお願ひします。
宮城委員	1つだけ述べさせてください。8ページ、(3)教育行政についての③です。沖縄空手会館を子どもたちの学びの場として活用しているところで、各学校への周知をされているということと、今現在、小学校1校のみ活用した実績が報告されているということなんですが、この活用する場合の手続というのはどのようになっていますか。教育委員会との関わりはありますか。
学校教育課参事	申込みは直接空手会館に入っている業者のほうに問い合わせて、体験学習とかができる施設となっているみたいなので、直接向こうに申し込むことになっています。
教育総務課長	補足させていただきます。教育委員会として、例えば今、空手会館としてはマイクロバスを保有していますので、例えば先ほど参事から説明があったように体験学習という形で使うときには、教育委員会のバスを活用して、申請があった場合はその趣旨を確認してマイクロバスを利用してそちらに向かうという実績もございます。以上です。
宮城委員	手続そのものは直接空手会館の事務局というか、そちらにやっているということなわけですね。
教育長	直接学校から問い合わせをするということになっております。
下條委員	私は質問ではなくてちょっとお願ひというか、3ページに学校給食についての質問があって、ちょっと困窮世帯が増えているということもありますよね。コロナの影響によって。なので、やはり給食費の無償化というのはすごく助かるのかなと思います。また、22ページのヤングケアラーは経済的にも厳しいことが予想されますので、そういうことを勘

	案しても、給食費無償化をぜひ進めていただきたい。ふるさと納税が財源で不安定だということありますが、税金なので納税で不安定という…、交付金とか、いただくものよりは安定しているのかなというふうには考えます。実際本部町ではふるさと納税で給食費の無償化を始めていますよね。なので、こういった貧困の家庭、困窮している家庭を支援するためにもぜひそれは進めていただけたらと考えております。よろしくお願ひします。
教育長	貴重なご意見、ありがとうございます。ほかにございませんか。
下條委員	8ページのハイリーセンシティヴ・チャイルドなんですが、これはHSCですね。大人がHSPでハイリーセンシティヴ・パーソンというものがあります。私も授業とか研修とかで取り組んでいますけれども、一応この子たちの性格なので、個別の支援というよりも学級、学校を安全なものにしていただけるということが最大の支援になります。安心安全な学級づくりをすることがイコール、ハイリーセンシティヴ・チャイルドの支援になるので、そちらのほうも併せて取り組んでいっていただければと思います。よろしくお願ひします。
教育長	ありがとうございました。報告は以上で閉じたいと思います。 次に進みたいと思います。最後に、委員の皆さんから今までの全般を通して…、ごめんなさい、その前に事務局のほうから令和4年度市町村教育長・教育委員研究協議会の開催についての説明を事務局のほうからお願ひします。
	(その他事項 反訳なし)
教育長	ありがとうございます。 それでは、これをもちまして第7回定例教育委員会の全日程を終了いたします。長時間ありがとうございました。

(署名欄)

教育長 瀬長 盛光

教育委員 下條 満代